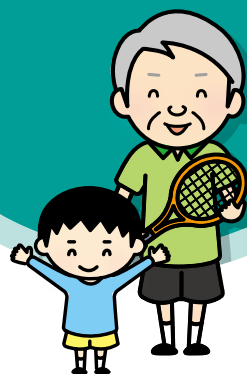


暮らし・ コミュニティ



東日本大震災の経験から

災害時の地域コミュニティの役割が重要との認識が広がりました。

区民一人ひとりが自治の担い手として、

地域社会で普段から協力しあう関係が築かれ継続できるように支援します。

町会・自治会をはじめ、地域活動団体間のネットワークが形成され、

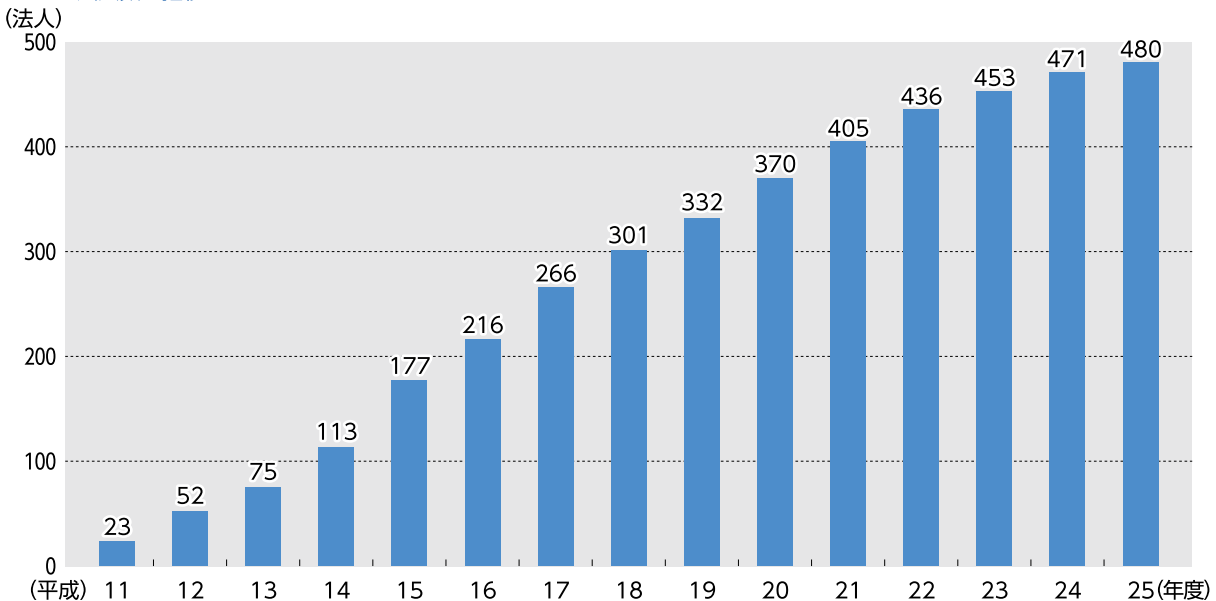
それぞれの役割を意識し、次世代育成、人づくりなどの活動ができる環境を整備します。

1 地域コミュニティの促進

現状・課題等

- 東日本大震災以降、いつやってくるかわからない災害時の支援に向けて、身近なコミュニティの役割が改めて見直されました。
- 地域社会は少子高齢化の進展や、これに伴う地域コミュニティの担い手の高齢化などとともに、1世帯あたり、2人を割る少人数世帯は変わらないものの、世帯数の増加などにより、一層希薄化していくものと思われます。
- 区民の一人ひとりが住民自治の担い手であるという自覚を持って、主体的にまちづくり、コミュニティづくりに関わっていくことが求められています。
- 多くの区民が地域の活動に参加し、地域で活動する団体間の連携・ネットワークが十分に形成されることで、それぞれの活動が活性化され、地域コミュニティの基盤が強化されていくことが必要です。
- 地域の担い手である区民、町会・自治会、NPOや民生児童委員、消防団、環境団体、社会教育団体ほか、各分野の地域活動団体、事業者などのさまざまな活動主体が、区とともに、区政や地域の課題について情報共有を進めるとともに、目標を共有し、相互の責任や役割を認識しながら連携・協働し、公共サービスや地域の課題解決を担っていくことが求められています。
- 高齢者の健康長寿を推進するためにも、高齢者の多様な活動を支援していくとともに、元気な高齢者が地域社会と関わりを持ち、地域活動の担い手として活動できる環境づくりが求められています。

■NPO法人数の推移



※NPO法人数は、各年度末の数値

●平成23年度は、法改正の関係で平成24年2月末の数値

●平成25年度は、平成25年9月末の数値

出典：世田谷区資料（各年3月末現在）

取組み事業の内容

1 区民の地域活動への参加促進

- 子どもから高齢者までの幅広い世代による、持続的なさまざまな地域活動への参加・参画を促すための支援や環境整備に取り組みます。

2 区民が参画する団体の活性化促進

- 地域活動団体、NPO等の市民活動団体等の団体間の連携やネットワークの形成、機会の創出、情報提供等、活動団体の魅力向上や活性化へ向けた継続的な支援を行います。

3 区と活動主体及び活動主体間同士の連携・協働促進

- 行政との協働に加え、活動主体間相互の協働のさらなる推進に向けたネットワーク形成の環境整備や支援を行います。

4 地域住民が参加、運営するしくみづくり

- 区民や活動団体とともに、地域の住民等が地域の課題を解決し、公共サービス（ふれあいの家等）を運営する新たなしくみづくりに取り組みます。

関連する法令、条例、個別計画等

取組み事業の体系

地域コミュニティの 促進

区民の地域活動への参加促進

- 子どもから高齢者まで幅広い世代による地域活動への参加、促進

区民が参画する団体の活性化促進

- 地域活動団体の自主的活動への支援

区と活動主体及び活動主体間同士の連携・協働促進

- 活動主体間の自主的な連携・協働への支援

地域住民が参加、運営するしくみづくり

- 公共サービス運営の新たなしくみづくり

2 安全・安心のまちづくり

現状・課題等

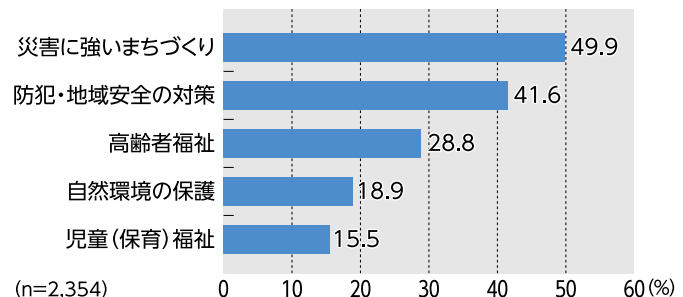
- 災害発生時には、行政による「公助*」だけでなく、住民一人ひとりによる「自助*」や地域住民による「共助*」の取組みが非常に重要です。区の災害対策の拡充を図るとともに、地域の町会・自治会、地域活動団体が協力した助け合い活動との連携が必要です。
地域の助け合い活動が円滑に行われるためには、日頃からの防災意識の自覚や主体的な取組みが必要ですが、一方で、近年の自然災害の被害者の多くが高齢者等であることから、災害時要援護者対策についての支援体制をつくることも課題です。
- 世田谷区内の犯罪発生件数は、平成14年(2002年)をピークに10年連続で減少していますが、「振り込め詐欺」は後を絶たず多額の被害が発生しており、被害者の多くが高齢者であることを踏まえると、高齢者を狙った犯罪防止が強く求められています。また、犯罪発生件数が減少し、治安自体は改善傾向にあるにもかかわらず、区民意識調査の結果からも「防犯・地域安全の対策」へのニーズは依然高い状態にあり、「犯罪被害に遭うかもしれない」という不安感の解消が必要です。
- 消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域や家族のつながりが希薄化するなか、高齢者世帯を狙った悪質商法等の消費者トラブルも深刻化しています。また、一人ひとりの消費者の自立を支援するために、学習機会の提供や各種講座の実施等、消費者啓発・教育の充実が求められています。

■ 防災訓練数

所管	回数	参加人数
全体	712回	98,955人
世田谷	206回	30,343人
北沢	156回	18,248人
玉川	118回	19,788人
砧	123回	13,526人
烏山	109回	17,050人

出典：世田谷区資料(平成24年度)

■ 区が積極的に取り組むべき事業



※複数回答、上位5位まで
出典：世田谷区民意識調査2013(平成25年)

取組み事業の内容

1 地域防災力の向上

- 災害時の被害を最小限にするため、住民の防災意識をより一層高め、地区における防災塾の実施等による自助・共助の推進を図り、災害時に備えた地域防災計画の推進、備蓄物資の充実、避難所等の生活環境の整備、災害時要援護者への支援に取り組みます。併せて、出張所・まちづくりセンターを地区防災支援担当として位置づけ、地域で支えあう体制を作り機能強化を図ります。

2 防火・防災力の向上(再掲)

- 消防水利が不足している地域等への災害時消火用井戸の整備に向けた取り組みや、補完的機能としてスタンドパイプの配備を進めます。また、防火水利不足地区の解消をめざして、防火水槽の設置を消防署と連携して取り組みます。

3 犯罪抑止の取り組み

- 多様化する犯罪を抑止するため、区内警察署や関係機関の連携・協力し、区民の防犯意識の向上や、犯罪被害防止に向けた啓発活動の充実、区民の自主的な防犯活動に対する支援や、防犯パトロールの実施とともに、防犯設備の整備を促進します。

4 消費者の自立支援

- 高齢者や若者など消費者被害に遭いやすい区民に対して、出前講座等の啓発事業を進め、消費者被害の未然防止を図ります。

5 消費生活相談の充実

- 複雑化・多様化している消費者トラブルに対しては、消費生活相談の機能を強化し、さらに高齢者には、具体的な犯罪事例の説明など、わかりやすい対応を行います。

関連する法令、条例、個別計画等

災害対策基本法、災害対策条例、地域防災計画、消費者基本法、消費生活条例
消費生活センター条例

取り組み事業の体系

安全・安心の
まちづくり

地域防災力の向上

- 出張所・まちづくりセンターの防災機能の強化
- 災害時要援護者支援の推進
- 自助・共助の推進

防火・防災力の向上

- 防火水槽の設置
- 災害時消火用井戸の整備
- スタンドパイプの配備
- 防火水利不足地区の解消

犯罪抑止の取り組み

- わかりやすい情報発信
- 啓発活動の充実
- 防犯設備の整備促進

消費者の自立支援

- 関係機関との連携による消費者教育の展開

消費生活相談の充実

- 消費生活相談の機能強化

3 多様性の尊重

現状・課題等

- 基本的人権が侵されることなく、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた人権意識の啓発・理解促進が必要です。
- これまでの区の取組みが必ずしも、固定的性別役割分担意識*の解消につながっていないことから、より一層の男女共同参画意識の啓発が必要です。
- DVに関する相談件数は依然として増加傾向にあり、DV防止のためには啓発・相談充実、関係機関との連携強化による支援のあり方が重要です。
- 世田谷区内の在住外国人の人口比率は1.71%程度と低いものの、人口は平成26年(2014年)1月1日現在で、14,845人と多くの外国人が暮らしています。災害時の対応や福祉・保健・教育などの行政サービス情報を多言語で提供するなど、多文化共生施策の推進が求められています。

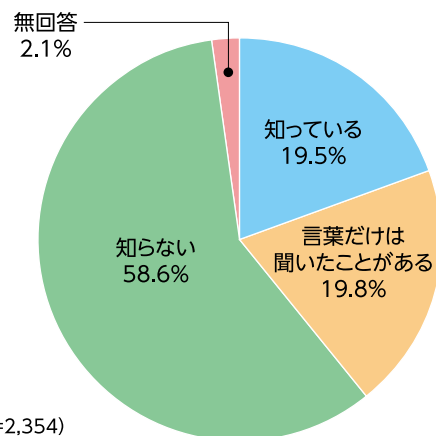
■外国人人口の推移

(人)

	総数	男性	女性
昭和64年	9,493	4,975	4,518
平成5年	13,623	7,106	6,517
平成10年	13,430	6,994	6,436
平成15年	15,427	7,978	7,449
平成20年	15,094	7,780	7,314
平成25年	14,827	7,533	7,294

出典：世田谷区資料(平成24年度)

■ノーマライゼーション*の認知度



出典：世田谷区民意調査2013(平成25年)

取組み事業の内容

1 人権の尊重

- すべての人は、自分の存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる権利「人権」を持っています。一人ひとりが自分らしく生き、他の人たちとともに、皆が幸せに暮らせる社会の実現に向けた人権擁護の取組みを進めます。
- 女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ*などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権への理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進をします。

九つのビジョン

個人 子育て 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

2 男女共同参画の推進

- 男女共同参画に関する区民意識・実態調査により実態を把握し、男女共同参画推進のためのさまざまな取組みを進めるとともに、男女共同参画センター“らぶらす”における事業の充実による男女共同参画意識の向上を図ります。

3 DV防止の取組み

- DV防止の取組みとして、学校や地域でも若年からのデートDV*を含めたDVの未然防止・早期発見の取組みを充実します。

4 多文化共生の推進

- ライフイン世田谷(外国語版の便利帳)や区のホームページの自動翻訳など、多言語による情報提供を進めるとともに、福祉・保健・教育など、さまざまな行政サービスにおいて多言語による情報発信を充実させ、また、災害時の外国人支援についても、その対応力を高めます。

関連する法令、条例、個別計画等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、男女共同参画プラン調整計画、配偶者等暴力防止基本計画、ワーク・ライフ・バランス推進指針

取組み事業の体系

多様性の尊重

人権の尊重

- 人権意識の醸成、理解促進

男女共同参画の推進

- 男女共同参画意識の啓発
- ワーク・ライフ・バランスの推進

DV防止の取組み

- 相談事業の実施
- 未然防止・早期発見に向けた啓発

多文化共生の推進

- 多言語による情報の発信

4 文化・芸術の推進

現状・課題等

- 世田谷の特徴に挙げられるのは「文化・芸術にゆかりの深い都市」で、近代になってから多くの文化人・芸術家が居を構え、活発な創作を重ねてきました。現在も国内外ともに活躍する著名な文化芸術分野の方々が多く住んでいます。
- 区内には、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷パブリックシアターほか、民間の美術館、劇場、ライブハウス等の文化施設など、多彩で豊富な文化資源がありますが、情報等が区民に十分に伝わらず、享受されているとはいえない状況にあります。
- 文化・芸術は、人々に、潤いある生活や心豊かな人生をもたらすとともに、人々をつなぐ力があります。こうした文化・芸術の持つ力は、教育、福祉、観光・産業等への効用が認識されており、コミュニティの活性化を推し進めるものとしても期待されています。
- 子どもの頃から文化・芸術に触れ、想像力と創造性を育み、多様な価値観を受け入れる心を養うことが重要です。区内では個人や団体による文化・芸術に関する自主的かつ積極的な活動や文化施設を支えるボランティアによる活動等が多く行われています。また、世田谷区は文学・映画などの作品の舞台としても数多く登場しており、このことは世田谷の魅力であり、財産でもあります。
- 区内に多数存在している文化・芸術活動団体による、自主的な団体同士の交流ネットワークのしくみ、高齢化社会に対応した、文化施設の整備や交通の利便性を高める取組みなど、ソフト・ハード両面の工夫を図ることが求められています。
- 文化・芸術活動を行うための練習及び発表会場が少なく、活動場所の確保、多目的ホールや音楽ホールの整備が求められています。

■美術館・文学館入館者数

(人)

年度・区分	世田谷美術館本館	向井潤吉アトリエ館	清川泰次記念ギャラリー	宮本三郎記念美術館	世田谷文学館
平成20年度	171,840	13,819	3,304	4,203	70,254
平成21年度	308,825	6,605	2,591	4,014	60,914
平成22年度	236,151	14,980	2,725	3,314	68,768
平成23年度	70,654	16,510	3,637	6,076	44,609
平成24年度	106,466	12,472	1,920	4,302	129,753

■イベント来場者数

(人)

年度・区分	入場者数		来場者数
	世田谷パブリックシアター	シアタートラム	芸術百華
平成20年度	120,922	50,643	—
平成21年度	126,864	56,516	212,000
平成22年度	107,860	49,967	267,000
平成23年度	127,935	50,119	215,000
平成24年度	113,584	53,236	306,000

出典:世田谷区資料

取組み事業の内容

1 多彩な文化・芸術資源の魅力発信

- 民間や大学と協働して、区内の美術、文学、音楽、演劇、伝統芸能など、文化・芸術資源の情報を一元化し、提供する取組みや、気軽に地域を散策できる文化マップを発行するなど、区内外への情報発信を行います。

2 文化・芸術の振興と活動支援

- 区民に芸術性豊かな文化事業を提供するとともに、区民生活に役立つ文化・芸術の取組みを推進します。また、若手や区内在住のアーティスト、区民の文化・芸術活動、相互交流やネットワークづくりへの支援を行います。

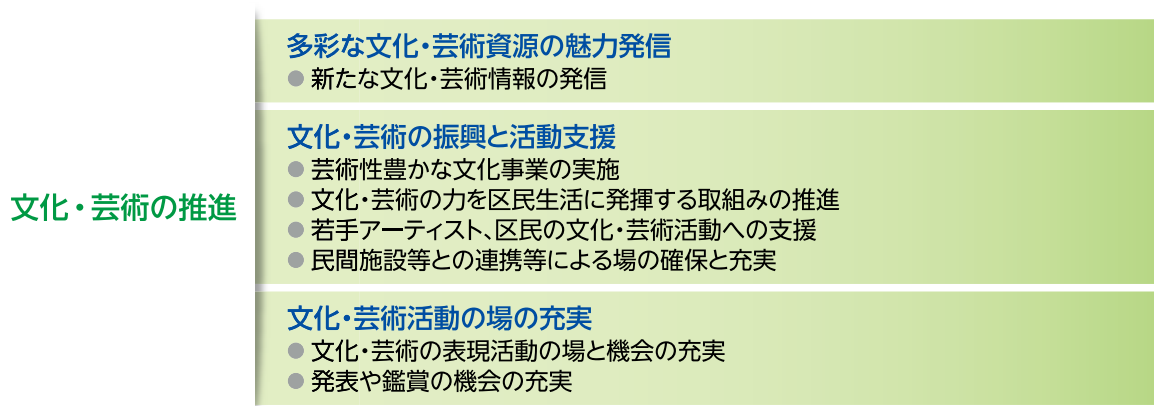
3 文化・芸術活動の場の充実

- 区民が文化・芸術の表現活動を行うためのさまざまな場と機会を築きます。また、発表や鑑賞のための場の充実を図ります。

関連する法令、条例、個別計画等

文化及び芸術の振興に関する条例、第2期文化・芸術振興計画

取組み事業の体系

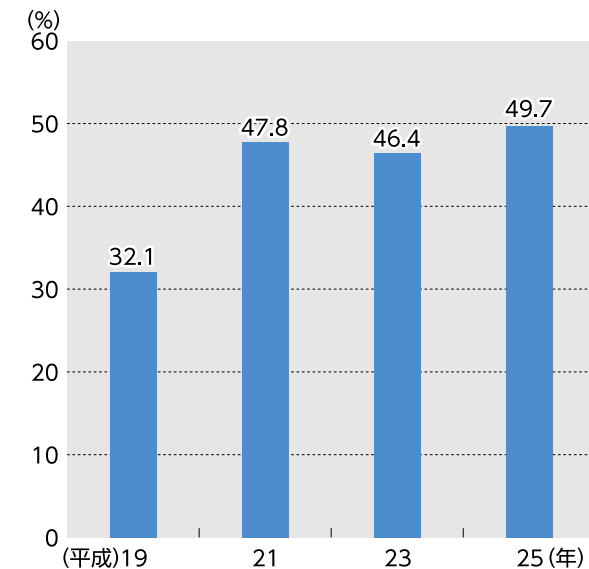


5 生涯スポーツの推進

現状・課題等

- 現在、区内の各種スポーツ・レクリエーション活動に携わる賛助会員団体数は47団体あり、そこに加盟している各競技団体や、けやきネットに登録してスポーツ活動をされている団体総数は19,000団体を超え、多くの区民がスポーツに親しんでいます。毎年開かれている区民体育大会やスポーツ団体と区との共催大会などは、約5万人の選手が参加しています。さらには、秋の世田谷246ハーフマラソンは人気の種目でもあり、公認競技大会として認知されています。
- 文部科学省が実施している「体力・運動能力調査」によると、昭和60年(1985年)以降、子どもの体力は低下傾向にあります。平成13年(2001年)以降は、その傾向に歯止めがかかってきていますが、昭和60年と比較すると、依然として子どもの体力は低い水準にあります。
- スポーツを行う理由は、世代や性別によって異なっており、そうしたなかで、それぞれがスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠なものであり、区民の誰もが健康の保持増進を図るため、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進を行っていく必要があります。
- 地域スポーツ振興の担い手としての総合型地域スポーツクラブが注目されています。世田谷の総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体となって運営しており、地域コミュニティの形成・活性化につながっています。さまざまな年代の人たちが集まり、年齢や興味・関心、技術等に応じたスポーツに参加する機会を提供するクラブとして注目されており、区民が主体的に参画する地域スポーツ環境のさらなるしくみづくりや支援、多様化するスポーツニーズに対応できるスポーツの場の確保や整備が必要です。

■ 区民の週1回以上のスポーツ実施率の推移



出典:世田谷区民意識調査

取組み事業の内容

1 地域におけるスポーツ活動の推進

- 区民の健康増進や体力向上、さらには人と人との交流の促進、地域の活性化を図るため、区民が主体的に運営し、地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブのさらなる設立・支援を区内全域に拡大します。また、これらを牽引できるような地域のスポーツ指導者等の確保、充実に努めるとともに、ライフステージに応じたスポーツに触れる機会や楽しむ機会を創出します。さらには、障害のある区民も安心してスポーツを楽しむことができるよう関係所管部とも連携し、障害者スポーツの充実に取り組みます。

2 子どもの体力向上に向けたスポーツ施策の充実

- 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進、学校の体育に関する活動の充実、子どもをとりまく社会のスポーツ環境の充実を図ります。

3 スポーツの場の確保・充実

- 既存のスポーツ施設等において、子どもや高齢者、障害者など、誰もが安全に気軽に利用できるようにスポーツ施設の充実に取り組み、夜間照明設備設置等による施設利用の拡充を図ります。特に、大蔵運動場と大蔵第二運動場の一体的整備については、世田谷を代表する施設として、多種目、多世代、多機能な施設整備に取り組みます。また、公共的空間等を活用した新たな場の整備にも取り組みます。

関連する法令、条例、個別計画等

スポーツ基本法、スポーツ基本計画(国)、スポーツ推進計画(都)
スポーツ推進計画

取組み事業の体系

生涯スポーツの 推進

地域におけるスポーツ活動の推進

- 総合型地域スポーツクラブの設立、支援

子どもの体力向上に向けたスポーツ施策の充実

- スポーツ事業、学校、地域における体力向上のための支援

スポーツの場の確保・充実

- 大蔵運動場と大蔵第二運動場一体化に向けた整備
- 公共的空間等を活用した場の整備・既存スポーツ施設等の拡充

6 快適で暮らしやすい生活環境の創造

現状・課題等

- 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、エネルギーをとりまく状況は大きく変わり、節電や省エネルギーのライフスタイルへの転換が求められています。区では「自然エネルギーをたくみに使うまち」を幅広く区民に呼びかけ、「地産地消」と「地域間連携」を実施する環境都市が求められています。
- 地球温暖化等の環境問題が生じ、環境に対する負荷が大きい大量生産、大量消費の社会経済システムから循環型社会への移行が求められています。温暖化の主たる原因である二酸化炭素の区における排出量(平成22年度/2010年度)は、平成2年度(1990年度)と比べ、12.6%増加し、民生家庭部門と民生業務部門の増加が主な原因となっています。
- 良好な環境を将来の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成していくため、単なる物質的な豊かさや利便性を追求するのではなく、環境に負荷をかけない社会に移行していくことが必要であり、ライフスタイルそのものの転換を区民一人ひとりに働きかけていくことが必要です。
- 省資源・省エネルギーの一層の推進は、持続可能な社会の形成に不可欠であり、区民一人ひとりが、ごみの発生・排出抑制に目を向け、不要なものを持たない、ものを大切にする暮らし方に転換していくことが必要です。
- 世田谷らしい、自然環境や良好な住環境を次世代に引き継いでいくために、きれいな空気・水・土を確保し、騒音や振動を減らし、快適に暮らすための生活環境を確保していくことが必要です。

取組み事業の内容

1 環境に配慮したライフスタイルへの転換

- 「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」の実現に向け、継続的な省資源・省エネルギー、二酸化炭素の削減に向けた行動の啓発を図るとともに、環境教育・環境学習を推進します。併せて、一人ひとりの区民、事業者それぞれが環境に配慮した行動の実践を図ります。また、平成32年度(2020年度)の区全体のエネルギー使用量を震災前の平成22年度(2010年度)比で15%以上削減します。

2 自然の恵みを活かしたエネルギー利用の促進

- 自然エネルギーを有効に活用し、持続可能な地域社会を築くために、区民や事業所の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーの地産地消や、交流自治体等との地域間で連携したエネルギーの活用に取り組み、「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」の実現をめざします。

3 ごみ減量と循環型社会の形成

- 健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会」をめざし、ごみの発生を抑え、資源の有効活用を推進します。そのため、暮らしや活動におけるもの全体の流れを見据えて、ごみそのものの減量に重心をシフトしつつ、3R*の考えのもと、区民一人一日あたりのごみ排出量540g以下をめざし、広く区民に呼びかけながら、計画的に取り組みます。

九つのビジョン

個人 子育て 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

4 快適で安らぎのある生活環境の維持・確保

- 快適で安らぎのある生活環境を確保するため、環境美化の推進や、大気や水質の汚染を防止するための環境監視の取組み、都市生活型公害の抑制に努めます。

5 エコ区役所*の実現と環境に配慮した公共施設整備

- 公共施設における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化を進めるとともに、環境マネジメントシステム等の環境配慮の取組みを推進し、率先して環境負荷の低減に取り組みます。

6 災害時に不可欠なエネルギーの確保

- ライフラインが使用不能な場合でも、災害対策拠点において災害活動に必要な不可欠な水や電源の確保、し尿処理について検討し推進します。

関連する法令、条例、個別計画等

環境基本条例、環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、一般廃棄物処理基本計画、みどりとみずの基本計画、第三次住宅整備方針、災害対策条例、地域防災計画

取組み事業の体系

快適で
暮らしやすい
生活環境の創造

環境に配慮したライフスタイルへの転換

- 区民、事業者とのパートナーシップによる環境行動の実践

自然の恵みを活かしたエネルギー利用の促進

- 再生可能エネルギーの地産地消や地域間連携の推進と省エネの推進

ごみ減量と循環型社会の形成

- ごみの発生抑制に向けた取組み

快適で安らぎのある生活環境の維持・確保

- 環境監視活動や環境美化の推進
- 空き家等の適正管理の推進

エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備

- 公共施設の低炭素化と環境配慮の取組みの推進

災害時に不可欠なエネルギーの確保

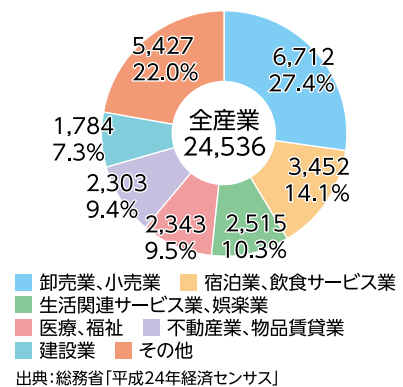
- 都市生活の維持に不可欠な電力の確保

7 産業振興・雇用促進

現状・課題等

- 世田谷は住宅都市とともに、多様な産業・多くの市場が揃っています。住宅都市という都市の特性を踏まえて、本社機能のみの事業所や、小規模工場などの操業は住宅と混在しながら現在でも質の高いものづくりを行っています。昭和40年代(1965年～74年)以降、土地の高騰や宅地化の進行、公害問題等で工場や事業所の区外移転が進み、区内の工場、事業所数は減少しています。
- 企業・従業員ともに、ワーク・ライフ・バランスの取組みの必要性を認識しているものの、取組みを行っている企業の割合は半数以下であり、従業員の認識は1割程度と低い状況にあります。
- 雇用・就労の多様化を基点に、産業界と地域人材がともにつくる就業機会の創出をめざし、ライフステージに合わせて安心して働ける環境の整備が必要です。
- 大型店やチェーン店の進出、小売業間の競争激化、個店経営者の高齢化や後継者難など、商店街をとりまく状況は厳しく、区内商店街の会員数は減少しています。
- 区内の事業所数は約24,500事業所あり、従業員数は約24万人です(「平成24年経済センサス」総務省)。平成21年(2009年)と比較すると、事業所数・従業員数ともにほぼ横ばい状態です。
- 区内農家は農地を効率的に利用するなど、区民に配慮した農業経営を行い、農産物直売所による顔の見える販売形態が魅力の一つとなっていますが、相続発生や土地に対する高額な税負担により農地を手放す傾向にあり、区内の農地面積、農家数は減少しています。
- 区内の観光資源や新たな発想から独自性のある世田谷の魅力、ブランドを創出し、区内外への発信と地域の活性化を進めています。さらなる民間事業者との連携、強化が必要です。

■区内産業別事業所数



取組み事業の内容

1 世田谷産業の基盤づくり

- 起業・創業を支援するとともに事業者間の交流を促進し、新たな付加価値や新たなビジネスの創出を支援するほか、社会情勢の変化や事業者、区民のニーズを踏まえ、世田谷の特性を活かした産業振興を推進します。
- 商業、工業、農業の枠組みにとらわれず、福祉、環境や建設なども含め、地域を支える多様な産業を育成していきます。

2 世田谷人材の充実と活用

- 地域産業の経営基盤の強化と次世代の担い手を確保するために、各産業の柱となる人材や後継者の育成を推進するとともに、働く人と事業者のニーズにマッチした多様な就業機会の創出と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、三軒茶屋就労支援センターを活用し、安心して働き続けられるよう雇用環境の整備を図り、職住近接につなげます。

九つのビジョン

個人 子ども教育 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

3 商業・サービス業の振興

- 地域住民の生活を支えるための商品・サービスの提供、安全・安心への対応、居場所づくりなどを進め、生活支援拠点としての商店街づくりを推進します。併せて、高齢者や障害者にやさしい商店街づくり、コミュニティの拠点づくりを進めます。

4 工業・ものづくりの振興

- 準工業地域の保全やものづくり事業所の特性を活かし、企業における環境に配慮した取組みの支援や住工共生のまちづくりを進めるなど、工業・ものづくりの振興を推進するとともに、大学を含めた多様な人材、立地条件などを活かし、新たな技術や製品の開発など、ものづくり産業の高度化を促進します。

5 都市農業の振興

- 世田谷農業の将来を担う農業者を支援し、安定した経営の確保をめざすとともに、区民へ身近に農作業体験ができる場や機会を提供することにより、都市生活に欠かすことのできない貴重な財産である世田谷の農業・農地を保全し、都市農業の振興を図ります。

6 まちなか観光の推進

- 観光関連事業者等との連携体制を強化し、民間事業者を主体とした観光事業の促進や、世田谷ブランドを活用した事業を展開します。

関連する法令、条例、個別計画等

産業振興基本条例、産業ビジョン、産業振興計画、ワーク・ライフ・バランス推進指針

取組み事業の体系

産業振興・
雇用促進

世田谷産業の基盤づくり

- 産業の高度化・安定化・組織化の促進 ● 政策実現の基盤づくり

世田谷人材の充実と活用

- 労働・雇用の充実 ● 人材育成・活用

商業・サービス業の振興

- 区民生活や地域社会と共生する商業の振興
- 地域の区民生活・ビジネスを支える高品質なサービス産業の展開

工業・ものづくりの振興

- 世田谷の特色を活かした産業の展開 ● 地域に展開しているものづくりなどの活性化

都市農業の振興

- 世田谷らしい都市農業の推進 ● 区民とともに育む世田谷農業の推進

まちなか観光の推進

- 世田谷の魅力を高める資源の発見、資源を活用した新たな魅力の創造
- さまざまな媒体を活用した効果的な魅力の発信

よみもの 

基本計画(素案)への区民意見提出手続(パブリックコメント)で
いただいた主な区民意見

分野別政策

暮らし・コミュニティ

分野別政策中分野	意見概要
地域コミュニティの促進	<p>日頃から地域のコミュニティ活動がいろいろな形で活発に行われていないと、実際に災害が起こったときにはなかなか対応できない。コミュニティ活動が活発になれば、隣近所で要介護者を助けたりするなど、解決できるようになるのではないかと。きめ細かく地区レベルでのコミュニティづくりが必要だ。</p>
安全・安心のまちづくり	<p>災害に強いまちづくりのために、区は地域住民、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、医療、介護が一体となって取り組んでいくことを考えているようだが、行政が各機関や地域住民と勉強会を行うなど、顔と顔が見える関係を築き、実効性のある事業展開をしてほしい。</p>
多様性の尊重	<p>性的マイノリティに関する記述が、実現の方策の「人権の尊重」の中で書かれているが、具体的な分野別政策の「多様性の尊重」に記述してほしい。性的マイノリティの方は生きにくさを抱えながら暮らしているため、受け入れられる地域社会になればよい。</p>
生涯スポーツの推進	<p>生涯スポーツにより、さらなる高齢化においていつまでも健康であり、また運動不足になりがちな成人の成人予防に取り組んでいただきたい。</p>
快適で暮らしやすい生活環境の創造	<p>震災直後は節電と言われていたが、今では以前のように電気を使っているのではないかと。地球温暖化防止対策を打ち出し、エコ活動をもっと広くひろめるべきだ。</p>
産業振興・雇用促進	<p>地域の特性を生かした産業や観光を振興するべきだ。</p>



住宅都市世田谷において、
区民が安全で快適に暮らしていくための都市環境の保全とデザイン構築が必要です。
今後、みどりの保全創出や、住環境の向上、
快適に安全に移動できるしくみづくりなど、多くの取組みの充実が求められています。
区民・事業者・区が一体となり、魅力あるまちづくりを進めていきます。

1 災害に強い街づくり

現状・課題等

- 東日本大震災の教訓や、国や東京都による首都直下地震の被害想定の見直し等を踏まえ、建築物の耐震化を促進し、木造住宅密集地域等の防災性向上へ向けた建築物の不燃化など、防災・減災対策のスピードアップを図るとともに、大規模災害後を見据えた都市の復興街づくりのさらなる取組みが求められています。
- 近年における局所的集中豪雨に対応していくため、河川・下水道整備の推進および、雨水の流出を抑制する流域対策を推進する必要があります。
- 安全で安心して暮らせる市街地を形成するため「都市の骨格づくり」をめざし、防災上課題のある市街地の更新や、道路事業等により防災性を向上させる道路、駅前広場等の都市基盤整備や、公園等みどりの拠点づくりを進める必要があります。
- 災害時には避難の安全性の確保が必要であり、避難場所や避難経路の安全性を向上するとともに、災害時の一時集合場所等では、駅前広場等の適切な施設配置・整備とともに、周辺道路とのネットワーク化を図る必要があります。

取組み事業の内容

1 木造住宅密集地域*の不燃化の促進

- 従来の修復型街づくりや公共整備型街づくりの手法に加え、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」の有効活用を図り、地域住民の理解と協力のもとに、木造住宅密集地域における道路や公園等の基盤整備や建築物の不燃化を加速させます。また、新たな防火規制区域の指定や地区計画等の策定により、木造住宅密集地域の防災性の向上を図ります。

2 建築物の耐震化の促進

- 耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路や木造住宅密集地域等で建築物の耐震化を優先的に進めるため、耐震化に向けた普及啓発や、耐震化支援制度の拡充を図ります。

3 復興街づくりの推進

- 被害想定および地域防災計画等の上位計画の見直しに合わせ、「防災街づくり基本方針」および「都市復興プログラム」を見直し、地域復興訓練の実施等、事前の復興街づくりに関する取組みを推進します。

4 豪雨対策の推進

- 集中豪雨への対応能力を高めるため、「豪雨対策基本方針・行動計画」に基づき、東京都と連携して浸水対策に取り組むとともに、区民や事業者等に対する普及啓発活動をさらに進め、浸水被害の軽減を図ります。

九つのビジョン

個人 子ども教育 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

5 防火・防災力の向上

- 震災時における同時多発火災や、大規模市街地火災などへの対応するため、地域等に防火水槽の設置、災害時消火用井戸を整備し、防災力の向上をめざします。

6 魅力あるにぎわいの拠点づくり（再掲）

7 連続立体交差事業等に合わせた安全安心の拠点づくり（再掲）

8 道路ネットワークの計画的な整備（再掲）

9 公園・緑地の計画的な整備（再掲）

関連する法令、条例、個別計画等

都市計画法、都市再生特別措置法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、道路法、都市公園法、下水道法、河川法、土地収用法、土地地区画整理法、都市再開発法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、東京都建築安全条例（都）、街づくり条例、道路の構造の技術的基準に関する条例、公共物管理条例、区立公園条例、区立身近な広場条例、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（都）、都市整備方針、防災街づくり基本方針、みどりともみずの基本計画・行動計画、地域防災計画、耐震改修促進計画、豪雨対策基本方針・行動計画、都市計画公園・緑地の整備方針、震災復興マニュアル、都市復興プログラム、せたがや道づくりプラン、区部における都市計画道路の整備方針（都）、防災都市づくり推進計画（都）、木密地域不燃化10年プロジェクト（都）

取組み事業の体系

災害に強い街づくり

木造住宅密集地域の不燃化の促進

- 「木密地域不燃化10年プロジェクト」の活用等による不燃化の促進

建築物の耐震化の促進

- 耐震改修促進計画に基づく施策の推進

復興街づくりの推進

- 都市復興プログラムの実践

豪雨対策の推進

- 豪雨対策行動計画に基づく都市型水害の軽減

防火防災力の向上

- 防火水槽の設置、災害時消火用井戸の整備

2 みどりとやすらぎのある快適な住環境の推進

現状・課題等

- 国分寺崖線や多摩川、公園をはじめ社寺林、屋敷林などの豊かなみどりが住宅都市世田谷の魅力を高めてきました。しかし、市街化の進行に伴い、農地の宅地転換や相続等による開発により宅地の細分化が進んでいます。また、大規模敷地での土地利用転換等の際に周辺の街並みにそぐわない高層建築物の建築が行われる等、住環境の悪化が懸念されています。また、農地の減少や開発により、民有地のみどりが減少し、動植物の多様性も失われつつあります。
- 日々の暮らしをエコなスタイルに変え、住宅の省エネ性能を高める必要があり、地域コミュニティ活性化のために空き家等を有効活用し、地域に開かれた住まいを普及していくことが求められています。
- 地区の特性に沿った住環境の保全・向上に向け、緑化の推進や低炭素の街づくりなど、さまざまな課題に対応していく必要があります。
- 「世田谷みどり33」で掲げたみどり率33%の目標に向けて、今あるみどりを保全するとともに、区民や事業者の理解と協力を得ながら民有地のみどりを保全創出する取組みが必要であり、そのためには、法的制度も含めて、区が支援するしくみづくりが課題です。

取組み事業の内容

1 土地利用の適正化

- 住宅都市として、快適に暮らすことのできる適正な土地利用を誘導し、みどりとやすらぎのある住環境整備を進めるため、建築物の高さや敷地規模等の新たなルールを策定します。

2 様々な住まいづくりと居住支援

- 住宅の長寿命化、省エネ、再生可能エネルギーの活用、緑化、雨水利用による環境共生住宅および環境配慮型住宅リノベーション*を推進するとともに、空き家等の活用を支援し、住宅資産の有効活用を図ります。
- 良質な住宅ストックの確保、住宅の適切な維持管理の促進、コレクティブ住宅*・グループリビング*・シェアハウス*など、新しい住まいの取組み支援の検討、福祉施策との連携等により、さまざまな人が安心して暮らし、誰もが住み続けられる住まいづくりを進めます。

3 地区街づくりの推進（再掲）

4 協働によるみどり豊かなまちづくりの推進

- 区民が、みどりとみずふれあう機会等を提供するとともに、自主的な活動の支援やボランティアの育成を進めるなど、みどりとみずへの関心が一層高まるような取組みを進めます。

5 世田谷らしいみどりのみずの保全・創出

- 民有地のみどりを保全・創出するため、市民緑地、特別緑地保全地区、緑地協定、農業公園の都市計画決定等各種法制度の活用等多様な手法を活用し、生垣や壁面緑化等、区民が身近に感じることができる効果的なみどりを創出します。さらに、河川や緑道のみどりとみずの軸に位置づけ、ネットワークを形成し、みどりとみずを増やします。

6 公共施設の緑化推進

- 公共施設が地域のみどりのシンボルとして美しい景観を形成し、潤いややすらぎを与える拠点とするため、公共施設の緑化を積極的に進めます。

7 地下水の涵養と保全ならびに雨水の利活用

- 雨水浸透ます、トレンチ*等の雨水浸透施設設置についての技術的支援や助成金制度および自然面の確保等により、都市型水害の軽減並びに防止および、湧水や井戸水等の地下水の涵養を図ります。また、雨水タンク等の雨水貯留施設の設置を進め、都市型水害の軽減並びに生活用水としての利活用を図ります。

関連する法令、条例、個別計画等

都市計画法、都市緑地法、都市の低炭素化の促進に関する法律、都市整備方針
第三次住宅整備方針、みどりとみずの基本計画・行動計画、街づくり条例、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、環境基本条例

取組み事業の体系

みどりと
やすらぎのある
快適な住環境の
推進

土地利用の適正化

- 新たな街づくりルールの策定

様々な住まいづくりと居住支援

- 環境配慮型住宅リノベーション助成の実施 ● 空き家等の有効活用
- 住まいサポートセンターの機能充実

協働によるみどり豊かなまちづくりの推進

- 区民との協働による、みどりとみずの創出

世田谷らしいみどりとみずの保全・創出

- 緑地保全制度 ● 緑化助成制度によるみどりの創出

公共施設の緑化推進

- 公共施設における積極的な緑化推進、地域の機運向上

地下水の涵養と保全ならびに雨水の利活用

- 豪雨対策行動計画に基づく流域対策の取組み

3 魅力ある街づくり

現状・課題等

- 今後10年は、人口の増加が見込まれることから住宅需要は高く推移すると考えられ、区民が安全で快適に暮らしていくための都市環境の保全と都市全体のデザイン構築に取り組む必要があります。また、安全で住みやすい快適な環境を保全・育成するため、今後も区民参加の街づくりのさらなる推進が必要です。
- 人々の生活や文化に根差した個性的で、多様な都市風景を形づくっている魅力ある世田谷らしい風景の創出が求められます。また、だれもが自由にさまざまな活動に参画し、自己実現できるような地域社会の実現に向けて、ユニバーサルデザイン*による生活環境の整備が求められています。
- 誰もが安全に利用でき、界わいを結び、街中を活性化させる、区民にとって身近な道路ネットワークの形成を総合的に進めます。併せて、商業・文化・芸術・スポーツ施設などを有するにぎわいのある地区では、区内外からの人の往来が多く滞留性も高いため、歩車道分離や自動車のスピード制限など、安全安心を確保する都市機能が充実した市街地の形成が求められています。
- 京王線（笹塚駅～仙川駅間）では、連続立体交差事業により開かずの踏切を解消し、交通渋滞や踏切事故、鉄道による地域分断を解消します。これに合わせて、駅前広場や都市計画道路の整備により、交通結節機能を向上させ防災機能の強化を図るとともに、沿線各駅の街づくり計画を策定し、安全・安心かつ活気と魅力ある駅周辺街づくりを進める必要があります。また、小田急線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）の上部利用による、駅前広場や緑地・小広場など総合的・計画的な市街地整備が求められています。

取組み事業の内容

1 地区街づくりの推進

- 道路と鉄道の連続立体交差化や外かく環状道路等の都市施設の整備、大規模団地の建替えなど、地区の状況に応じて、街づくり条例を踏まえ、区民参加を基本とした合意形成を図りながら、地区計画等の策定および見直しに取り組んでいきます。

2 魅力ある風景づくりの推進

- 風景づくり条例に基づく各種支援制度を活用し、区民の風景づくり活動の充実を図るとともに、事業者に対しては、届出制度を活用して風景づくりへの配慮・理解を求めることにより魅力ある風景を創出します。

3 ユニバーサルデザインのまちづくり

- ユニバーサルデザイン推進計画の着実な推進とともに、ユニバーサルデザインの施策・事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）を継続的に推進します。

九つのビジョン

個人 子育て 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

4 安全で快適な歩きやすい道路環境の整備

- 歩道の新設、改良や電線類地中化等を進め、安全で快適な歩きやすい道路環境を創出します。

5 魅力あるにぎわいの拠点づくり

- 区民、事業者、区との連携、協働により、地域の文化に触れ合いながら買い物や観光を楽しむことができる、安全性が高い魅力的で活力にあふれた、にぎわいのあるまちを形成します。

6 京王線駅周辺街づくりの整備・小田急線上部利用の推進

- 連続立体交差事業により、開かずの踏切解消を図るとともに、駅前広場や都市計画道路の整備事業を推進し、各駅の周辺街づくりに取り組みます。
- 小田急線上部利用によるまちづくりを進め、防災・減災機能を充実させ、地域のみどりを増やし、魅力のあるまちの拠点をつくります。

関連する法令、条例、個別計画等

都市整備方針、電線類地中化五ヵ年計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、ユニバーサルデザイン推進条例、ユニバーサルデザイン推進計画、景観法、風景づくり条例、風景づくり計画、交通まちづくり基本計画、都市計画法、道路法、街づくり条例

取組み事業の体系

魅力ある街づくり

地区街づくりの推進

- 地区特性に応じた地区計画等策定の推進

魅力ある風景づくりの推進

- 世田谷らしい魅力的な風景の創出

ユニバーサルデザインのまちづくり

- 多くの人が利用しやすい生活環境の整備

安全で快適な歩きやすい道路環境の整備

- 安全で快適な道路環境整備の推進

魅力あるにぎわいの拠点づくり

- 地域の特性に沿った再開発事業の推進

京王線駅周辺街づくりの整備・小田急線上部利用の推進

- 京王線連続立体交差事業等の実施およびその周辺整備
- 小田急線上部利用計画による周辺まちづくり

4 交通ネットワークの整備

現状・課題等

- 区内の鉄道網は、都心を中心に放射状（東西）に伸びており、区民の都心への移動の利便性は高いものの、南北方向への移動の利便性は低い状況にあります。そのため、区民のだれもが快適かつ安全に移動できる、良好な公共交通環境の整備を推進するために、南北公共交通の強化に向けた取り組みを進めることが課題です。
- 低炭素社会の実現に貢献する自転車の利用については、健康志向や東日本大震災の教訓による自転車への関心の高まり、レンタサイクルの整備等により、広く区民に浸透してきています。一方、自転車関与事故は、交通事故全体の約4割を占めており、自動車と自転車の事故だけでなく、歩行者と自転車による重大事故も発生しています。そのため、自転車を地域交通を支える交通手段として位置づけ、自転車走行環境のネットワーク化や自転車とほかの交通手段との連携、コミュニティサイクル^{*}・ネットワークの拡充等、自転車利用環境の整備が課題となっています。
- 世田谷ナンバーの導入が決まり、これを契機に区では、交通事故を起こさないセーフティドライブを呼びかけています。交通事故を減らし、重大事故を抑制する地域をめざした取り組みに着手していくことが必要です。交通事故による経済的・社会的損失を抑制（平成21年/2009年10月時の内閣府データ使用：世田谷区約413億円と試算）し、安全なまちをめざします。
- 二子玉川で始まる生活道路のスピード制限（ゾーン30^{*}）や歩車分離による取り組みを進めることで、歩行者や自転車の安全確保をめざします。

取り組み事業の内容

1 総合的交通計画の推進

- 鉄道、バス、自動車、自転車など多様な交通サービスの確立をめざして、交通まちづくり基本計画に基づき、総合的な交通計画を推進します。

2 公共交通環境の整備

- 南北公共交通の強化等に向けて、既存バス路線の活用や都市計画道路等の整備に合わせた新規バス路線の導入等、バス事業者、警察との連携や関係機関への働きかけ等、さまざまな観点から公共交通ネットワークの充実を図る施策展開に取り組みます。併せて、開かずの踏切を解消するため、道路と鉄道の連続立体交差化に向け、区民とともにその実現に取り組みます。
- 環状8号線を基軸とした南北方向の新たな公共交通機関（エイトライナー）の早期実現に向け、環状8号線沿道の関係区と連携し、検討を進めます。

3 自転車利用環境の整備

- 区民・事業者・警察・区の協働により、駐輪場やレンタサイクルポート等の整備を進め、また、新たな道路整備や既存道路の改修等に合わせ、自転車専用通行帯やブルーゾーン等を整備し、自転車走行環境のネットワーク化を進めます。これらとともに、自転車利用のルール遵守とマナー向上に向け、区民を主体として自転車をより安全に利用できるまちづくりを推進します。

4 交通安全と事故防止の取組み（セーフティドライブ世田谷）

- 交通安全に積極的に取り組み、交通安全の啓発活動とともに、歩行者と自転車や自動車の利用者の安全性を高めるために交通安全施設の整備を進めます。

関連する法令、条例、個別計画等

交通まちづくり基本計画、自転車等の利用に関する総合計画、自転車走行環境整備指針、せたがや道づくりプラン、都市計画法、道路法、環境基本法、道路運送法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律、都市整備方針、ユニバーサルデザイン推進計画、都市の低炭素化の促進に関する法律

取組み事業の体系

交通ネットワーク の整備

総合的交通計画の推進

- 交通まちづくり基本計画の推進

公共交通環境の整備

- 道路と鉄道の連続立体交差化、南北公共交通の強化
- エイトライナー導入の検討・促進

自転車利用環境の整備

- 自転車安全利用の推進
- 自転車走行環境ネットワークの整備

交通安全と事故防止の取組み（セーフティドライブ世田谷）

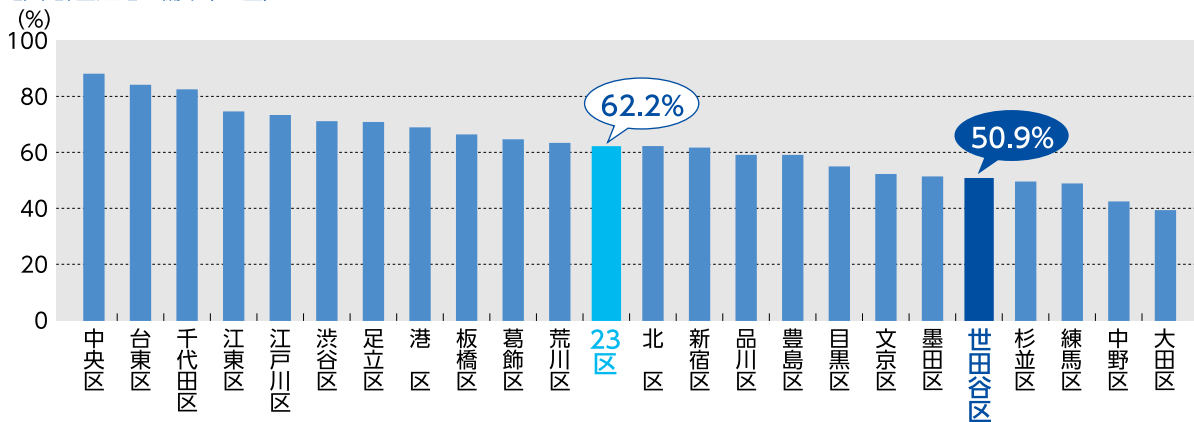
- 交通安全啓発
- 交通安全施設の整備

5 都市基盤の整備・更新

現状・課題等

- 都市計画道路の整備率は約5割であり、区内の道路整備は十分ではなく、交通渋滞の発生、通過車両による住環境の悪化、防災空間の不足等、安全で快適な区民生活を営むうえで、多くの問題が生じています。
- 都市計画公園・緑地の整備率は53%、区民一人あたりの公園面積は2.79㎡（目標6㎡）と、区内の公園整備は十分ではなく、レクリエーションや防災等、公園に求められている機能が十分に発揮されていません。また、地域により公園の偏りや、公園施設の老朽化等、多くの課題を抱えています。
- 区内鉄道駅（周辺）における駅前広場の整備が遅れており、また、駅周辺部は、老朽化した木造建築物が多く存在する地区もあり、防災上の課題となっています。道路、公園等の基盤整備に加えるとともに、不燃化等による防災性の向上が求められています。
- 災害に強く安全で、区民が安心して暮らせる街づくりには、安定したインフラの更新等は不可欠なものとなっており、計画的な維持・更新が求められています。

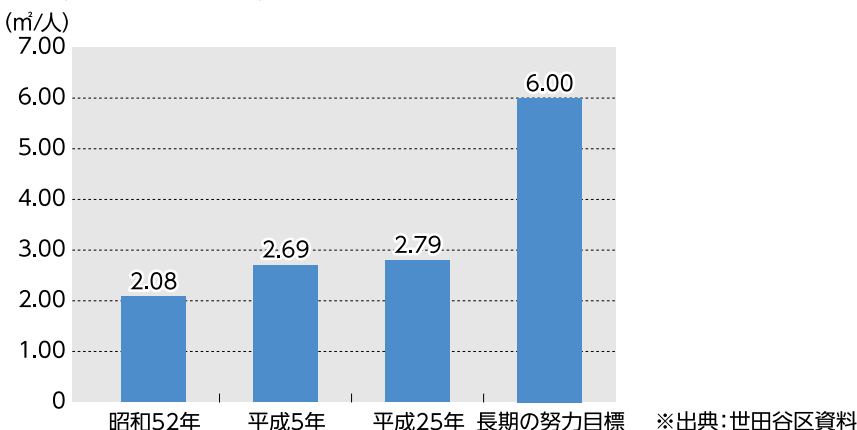
■都市計画道路整備率(23区)



※高速道路は除く

出典:世田谷区資料(平成23年 国土交通省都市計画年報をもとに作成)

■区民一人あたりの公園面積



取組み事業の内容

1 道路ネットワークの計画的な整備

- 防災・減災に寄与し、すべての人にやさしく、環境の向上に資する道づくりを進めるため、平成26年度(2014年度)策定の「せたがや道づくりプラン」に基づき、優先的に整備すべき路線について計画的な事業化を図ります。

2 公園・緑地の計画的な整備

- 公園、緑地を適切に配備し、みどり豊かな住環境の形成および緑道や街路樹等とのみどりのネットワーク形成を図るとともに、災害対策の核となる公園・緑地を重点的に整備します。

3 連続立体交差事業等に合わせた安全安心の拠点づくり

- 道路と鉄道の連続立体交差化に合わせ、都市計画道路や駅前広場の整備により、交通結節機能の向上や防災機能の強化を図り、魅力あるにぎわいの拠点づくりを推進します。

4 都市基盤の適切な維持・更新

- 道路、橋梁、公園等インフラの適切な維持・更新を進めることで、災害に強く、安全で快適な街づくりを進めます。

関連する法令、条例、個別計画等

都市計画法、都市再開発法、土地区画整理法、道路法、土地収用法、都市公園法、都市再生特別措置法、公共物管理条例、区立公園条例、区立身近な広場条例、道路の構造の技術的基準に関する条例、都市整備方針、区部における都市計画道路の整備方針、都市計画公園・緑地の整備方針、せたがや道づくりプラン、みどりとみずの基本計画・行動計画、橋梁長寿命化修繕計画

取組み事業の体系

都市基盤の整備・更新

道路ネットワークの計画的な整備

- 着実な用地取得と道路築造

公園・緑地の計画的な整備

- 緑地保全、公園用地買収等によるみどりとみずの住環境を創出

連続立体交差事業等に合わせた安全安心の拠点づくり

- 京王線連続立体交差事業等の推進
- 小田急線上部利用

都市基盤の適切な維持・更新

- 道路・公園・橋梁等基盤施設の適切な維持・更新

よみもの



基本計画(素案)への区民意見提出手続(パブリックコメント)で
いただいた主な区民意見

分野別政策

都市づくり

分野別政策中分野	意見概要
災害に強い街づくり	災害時のときのために少しでも道路を拡幅するべきだ。
みどりとやすらぎのある快適な住環境の推進	世田谷みどり33の次は「みどり50」を目標にするなど、豊かな自然環境の保全を行うとともに、自然と共生する新しい街づくりをしてほしい。
魅力ある街づくり	歩道と車道の分離やガードレールの設置、対面交通の一方通行化など、子どもや高齢者、障害者など、誰もが自由に歩いて暮らせるまちにしてほしい。
交通ネットワークの整備	区の外れの地域や高齢者の移動に負担のある地域に他自治体のようにコミュニティバスを走らせてほしい。
都市基盤の整備・更新	千歳烏山駅周辺を含めた京王線の開かずの踏切を早く地下、高架化してほしい。